

第4次精華町地域福祉計画

【 概 要 版 】

令和 年 月
精 華 町

計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

近年、地域や家族の困りごとや課題は、介護と育児のダブルケア、8050問題及びひきこもりの問題など、様々な要因が複雑化・複合化して生じていることが少なくありません。

一方で、行政をはじめとする支援機関の相談支援体制は縦割りであることが多く、複雑化・複合化した課題には対応しにくい場合があります。そのため、世代や属性を超えた横断的な支援体制の構築が課題となっています。

このような状況を受け、平成30年(2018)年4月の改正社会福祉法では、地域福祉計画は地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられるとともに、市町村において包括的な支援体制づくりに努めることが示されました。その後、令和3年(2021)年4月の改正社会福祉法では、「属性を問わない相談支援」、「多様な社会参加に向けた支援」、「地域づくりに向けた支援」などの充実が求められることとなりました。

今後、国が推進する「地域共生社会」の実現に向けて、地域が一体となって支え合いの基盤を再構築することができるよう、住民参加のもとで本計画を策定し、包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを推進する必要があります。

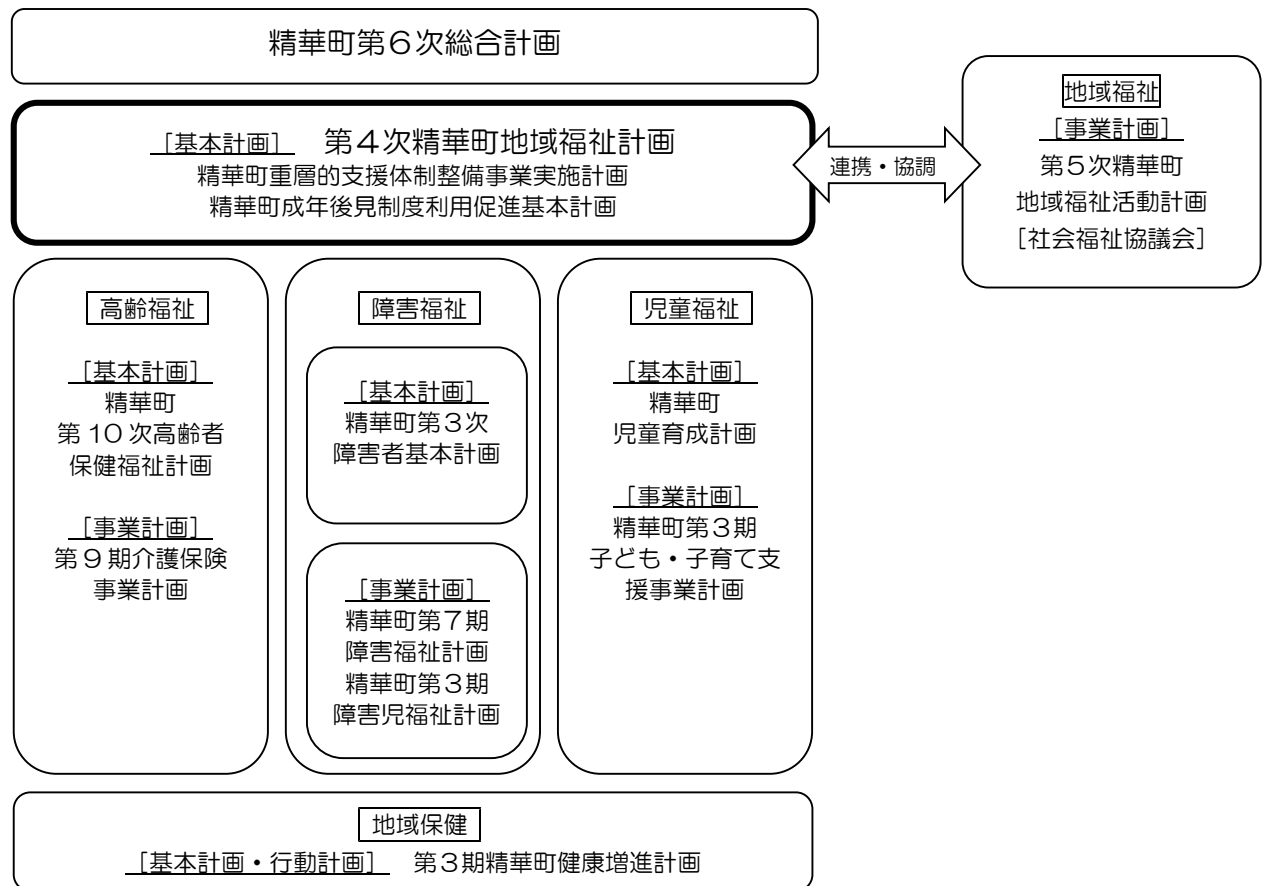
2. 計画の位置づけと計画期間

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づく計画で、地域福祉を推進するための基本理念や方針について定めるものです。また、本町の最上位計画である「精華町第6次総合計画(令和5(2023)～令和14(2032)年度)」の方針に基づき、関連計画との整合・連携を図りながら策定するとともに、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉その他の福祉の各分野における「上位計画」として位置づけます。

なお、本計画では、社会福祉法第106条の5の規定に基づく「重層的支援体制整備事業実施計画」及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定します。

計画期間は、**令和6(2024)～令和10(2028)年度**とします。

3. 関連計画と計画期間



	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
精華町第6次総合計画	2023～2032						
第4次精華町地域福祉計画		2024～2028					
第5次精華町地域福祉活動計画 ＜社会福祉協議会＞	2023～2027						
精華町第10次高齢者保健福祉計画 ・第9期介護保険事業計画		2024～2026					
精華町第3次障害者基本計画		2024～2029					
精華町第7期障害福祉計画 ・精華町第3期障害児福祉計画		2024～2026					
精華町児童育成計画 精華町第3期子ども・子育て支援事業計画			2025～2029				
第3期精華町健康増進計画	2023～2032						

4. 第4次地域福祉計画で位置づける圏域

第4次地域福祉計画においても、従来の地域福祉計画の圏域設定を基本的に踏襲するものとし、他の計画等での圏域の考え方も考慮して、次のとおり改めて設定します。

地域での見守りが行える範囲として、小中学校区を基礎単位としています。民生児童委員にあっては、自治会を単位に、その規模に応じて1～4人で担当しています。

圏域は段階的に広がるものとして、自治会、5 小中学校区(各小地域福祉委員会の小中学校区連絡会)、3 中学校区(せいか地域福祉ドットコム)、精華町域、山城南圏域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)と、階層的に設定しています。

山城南圏域では、相楽社会福祉行政協議会を設置し、在宅福祉部会・介護保険部会・高齢者等医療部会・児童福祉部会に分かれて、市町村担当課長が協議を行っています。

地域福祉の圏域		
圏域名称	概ねの範囲	(他の計画等との対応関係)
近隣圏域	隣近所、自治会	民生児童委員、小地域福祉委員会(地域福祉)
コミュニティ圏域	小中学校区	コミュニティ圏域(総合計画)、消防分団(防災)
サービス圏域	中学校区程度	A・B 圏域及び第 2 層(高齢福祉)、
町域	精華町全域	第 1 層(高齢福祉)、第一次医療圏(医療)
山城南圏域	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村	山城南圏域(障害福祉)、山城南医療圏(医療)、相楽社会福祉行政協議会(地域福祉)

5. 絆ネットワーク

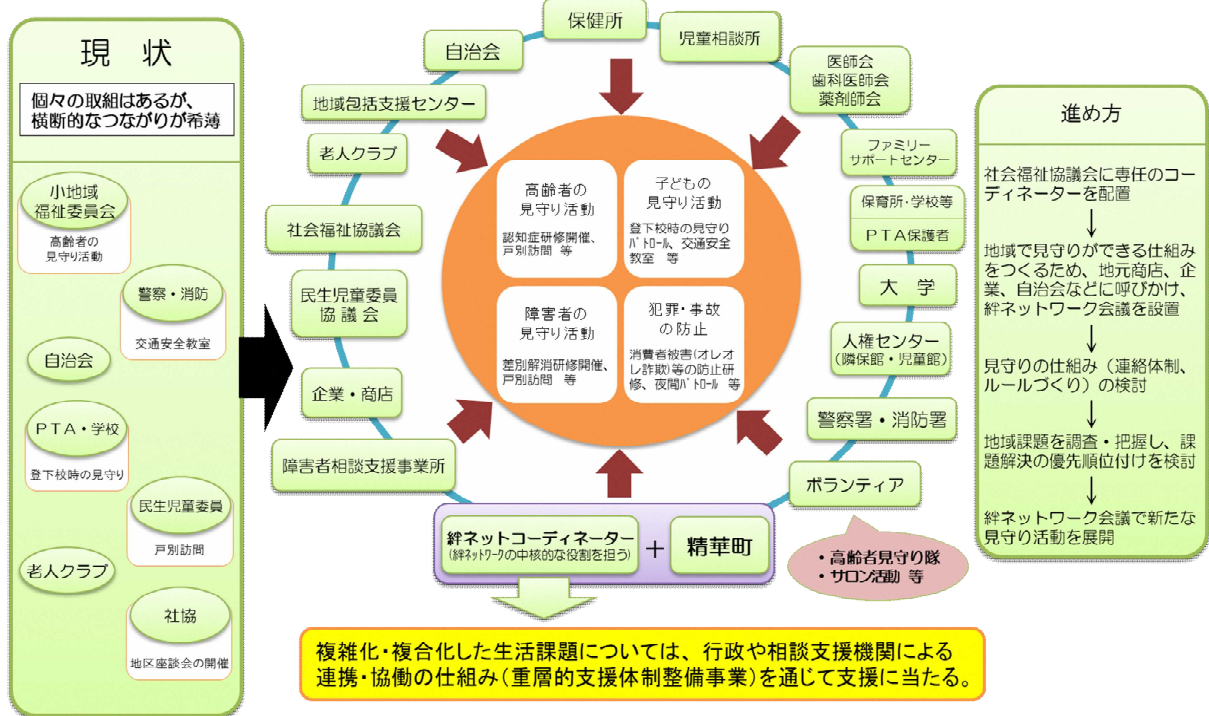
本町では、自治会単位の小地域福祉委員会活動の強化を図るとともに、公的組織と民間組織の連携を強化するため、絆ネットワークの構築に取り組んでいます。

絆ネットワークには、専任のコーディネーター(コミュニティ・ソーシャルワーカー)を配置し、次の4点の機能の充実を図っています。

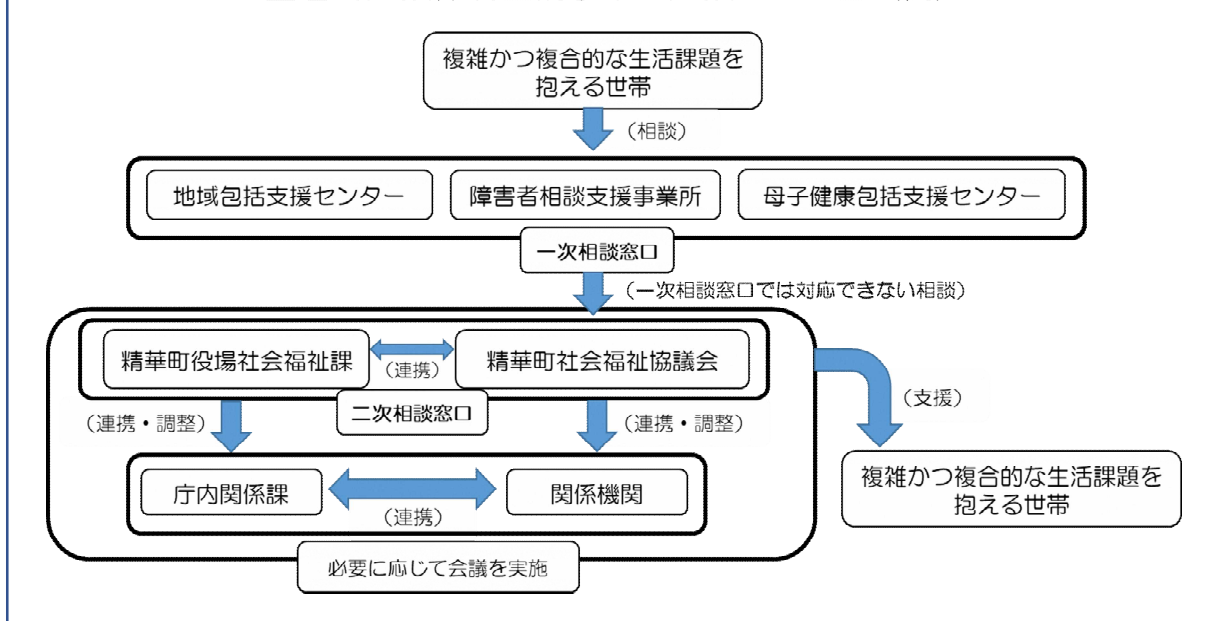
- 〇 住民とともに地域ニーズを発見し、相談支援につなぐ機能
- 〇 個別の制度だけでは対応できない生活課題に、あらゆる社会資源を活用して対応する機能
- 〇 住民の生活課題を「丸ごと」対応できるオールラウンダーとしてのソーシャルワーカーの育成と、多機関連携に向けたコーディネート機能
- 〇 各団体が地域の課題について横断的に調整し、取り組みを推進する機能

絆ネットワークのイメージ

～地域で地域を見守るシステムの構築～



重層的支援体制整備事業の支援フロー図（例）



基本理念と計画目標

1. 基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町

2. 計画目標

〔目標1〕 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

安心した毎日の生活が、我が事・お互い様の支えあいによって得られるものであるという考え方と生活実感が定着し、誰もが当たり前に地域福祉の「支え手」となり「受け手」となることができる場と機会が設えられたまちとなることを目指します。

〔目標2〕 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

加齢や障害のため介助・介護が必要となった時や、子育てが大変な時期、生活困窮の状態になった時など、住民の生活のしづらさを「丸ごと」受け止めて総合的に支援できる「多機関の協働による包括的支援体制」の構築を目指します。

〔目標3〕 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

コンパクトで“お互いの顔が見えるまち”である本町で地域共生社会づくりを進めるにあたり、一人ひとりを大事にする地域福祉の考え方をまちづくりの基軸の一つに据えて、あらゆる分野の取り組みを進めることを目指します。

3. 施策体系

基本理念・目標のもと、この計画によって推し進める施策の体系を次のとおりとします。

基本理念

誰もが主役 支えあいのきずなを みんなでつくるまち 精華町

目標1 「我が事」の支えあいのきずなが実感できる

施策1 「我が事」で支えあう地域づくり

- ① 気心知りあう身近な関係づくり
- ② 担い手の確保と後継者の育成
- ③ ボランティア活動の支援と促進

施策2 防災・防犯対策の強化

- ① 地域における減災・防災力の向上
- ② 地域防犯活動の推進

目標2 私たちの生活のしづらさが「丸ごと」受け止められる

施策3 「丸ごと」支援体制の仕組みづくり

- ① 福祉をつなぐネットワークの強化
- ② 断らない相談支援

施策4 多様な福祉サービスの提供

- ① 住民生活を支えるセーフティネット機能の強化
- ② わかりやすさを重視した福祉情報の発信

目標3 地域福祉がまちづくりの基軸となっている

施策5 福祉・人権に対する意識の向上

- ① 福祉教育の推進
- ② 人権意識の高揚

施策6 ユニバーサルなまちづくり

- ① 合理的配慮の推進
- ② 公共公益施設、交通機関等のバリアフリー化の推進

その他の関係計画

1. 精華町重層的支援体制整備事業実施計画

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、社会福祉法第106条の5により、「重層的支援体制整備事業」をより適切かつ効果的に実施するために必要な具体的支援体制に関する事項について定めるものです。

計画の策定にあたっては、地域における関係機関等と連携・協働する機会を積極的に設け、地域住民が抱えている課題を踏まえ、事業実施の理念やめざす方向性について認識の共有を図るように努めます。

既に取り組んでいる相談支援や地域づくり支援等の拡充を図り、アウトリーチを含む早期的な対応や地域住民のつながりや関係性づくりを通じて、本人や世帯を包括的に受け止め支えられる地域づくりを目指し、事業を推進します。

(2) 実施する事業及び実施体制

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するために、以下の3つの支援を一体的に実施するものです。

【重層的支援体制整備事業で一体的に行う3つの支援】

① 属性を問わない相談支援

➡ 本人や世帯の世代や属性を問わず包括的に相談を受け止め、支援関係機関全体で行う支援

② 多様な社会参加に向けた支援

➡ 本人や世帯の状態に合わせ、地域資源を生かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援

③ 地域づくりに向けた支援

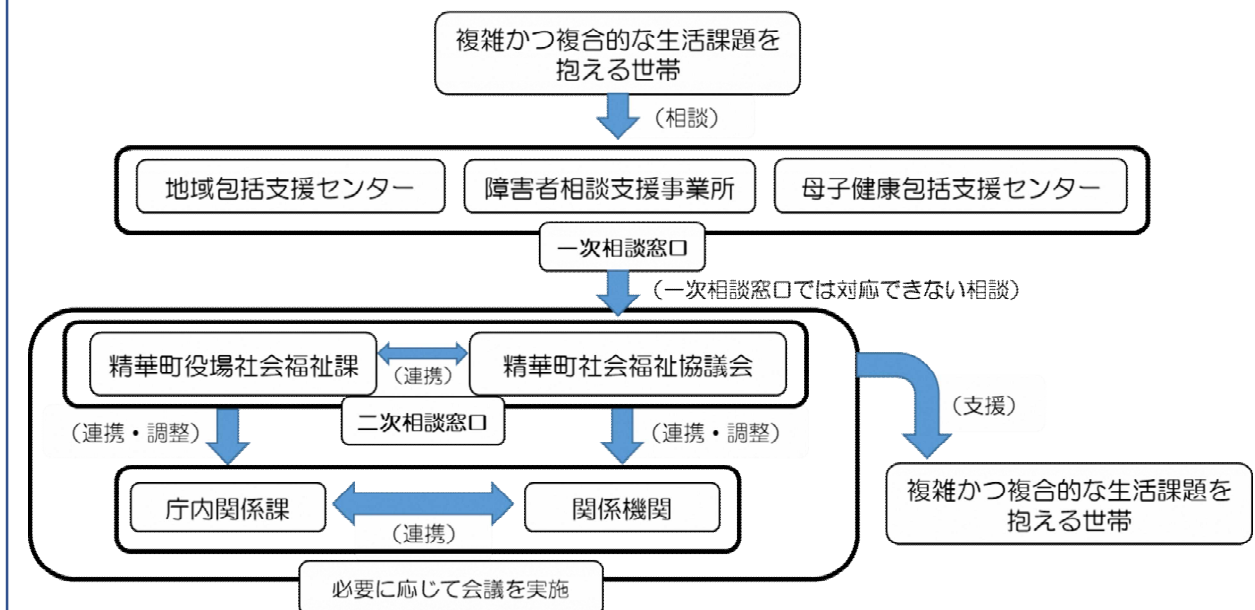
➡ 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援

※ (1)～(3)の3つの支援のフィールドの重なりをもってセーフティネットの網を広げ、重なり合うことで、複合化する課題等への対応や孤立させない地域社会の形成を目指します。

○ 各事業の概要（法第106条の4第2項各号）。

① 属性を問わない相談支援	包括的相談支援事業	・ 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ・ 支援機関のネットワークで対応する ・ 複雑化・複合化した事例については適切に多機関協働事業につなぐ
	多機関協働事業	・ 市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する ・ 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ・ 関係機関の役割分担を図る
	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	・ 支援が届いていない人に支援を届ける ・ 会議や関係機関とのネットワークの中から潜在的な相談者を見付ける ・ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
② 多様な社会参加に向けた支援	参加支援事業	・ 社会とのつながりを作るための支援を行う ・ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる ・ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
③ 地域づくりに向けた支援	地域づくり事業	・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ・ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ・ 地域のプラットフォームの形成や地域における活動の活性化を図る

重層的支援体制整備事業の支援フロー図（例）



2. 精華町成年後見制度利用促進基本計画

(1) 計画の位置づけ

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、本町における成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な事項を定める計画です。

社会福祉法第107条第1項では、地域福祉計画に位置づけ取り組むべき事項として、判断能力に不安がある者への金銭管理など、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方が挙げられており、地域福祉計画の中でめざすものと共通する点も多くあるため、本町では両計画を一体的に推進していくこととします。

(2) 施策の展開

【施策1】 成年後見制度の周知と利用しやすさの向上

<具体的な取り組み>

- ① 制度周知のための広報・啓発活動の推進
- ② 相談支援体制の整備
- ③ 成年後見人等となる人材の育成・活用

【施策2】 権利擁護支援における地域連携ネットワークづくり

<具体的な取り組み>

- ① 地域連携ネットワークの構築
- ② 本人を取り巻く支援チームの支援体制の整備
- ③ 地域における協議会の体制づくり
- ④ 中核機関の運営

計画の進行管理

本計画は、住民、ボランティア、NPO、関係機関・団体、サービス提供事業者、企業など、地域で活動するあらゆる行動主体と行政との協働のもとで、計画の推進を図っていく必要があります。

また、精華町社会福祉協議会が推進する「精華町地域福祉活動計画」との協調のもとで推進するものです。

○ 進捗状況の管理及び評価

本計画を実効性のあるものとしていくため、施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。本計画の施策は、関連諸計画の施策と関連づけて整理しているため、関連諸計画に基づく事業の実施状況による評価が可能です。地域福祉の推進においては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、毎年度、各課の担当者が施策に基づく事業の実施状況の評価し、PDCA サイクルの考え方に則って評価後の取り組み内容を検討するかたちで点検・評価を行い、施策の改善につなげます。

【本計画における PDCA サイクルのイメージ】

